

議案第9号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

本則の表介護福祉士等修学資金の項を次のように改める。

介 護	県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、介護福祉士等養成施	1 介護福祉士等養成施設を卒業した日から1年（他の介護福祉士等養成施設への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必	債務の全部
--------	---------------------------------------	---	-------

福祉士等修学資金

設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に介護福祉士登録簿又は社会福祉士登録簿に登録し、かつ、県内又は知事が別に定める県外の施設（以下「県内等」という。）において介護福祉士又は社会福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士等業務」という。）に従事し、次のいずれかの要件に該当することとなったとき。

ア 介護福祉士等業務に引き続き7年間従事したとき。

イ 個人の家庭等において就業する業務（以下「在宅業務」という。）について市町村又は職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた事業所（以下「有料職業紹介所」という。）に2,555日以上登録し、かつ、介護福祉士の業務その他知事が別に定めるこれに準ずる業務（以下「介護福祉士業務」という。）に1,260日以上従事したとき。

ウ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）において、引き続き3年間介護福祉士等業務に従事したとき。

エ 過疎地域において、在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務に540日以上従事したとき。

		<p>オ 介護福祉士等養成施設への入学時に45歳以上であり、かつ、離職して2年以内の者（以下「中高年離職者」という。）が引き続き3年間介護福祉士等業務に従事したとき。</p> <p>カ 中高年離職者が在宅業務について市町村又は有料職業紹介所に1,095日以上登録し、かつ、介護福祉士業務に540日以上従事したとき。</p>	
		<p>2 県内等において介護福祉士等業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	
		<p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護福祉士等業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>

本則の表保育士等修学資金の項を次のように改める。

<p>保 育 士 等</p>	<p>県内における保育士及び幼稚園教諭の確保及び質の向上に資するため、県内に住所を有する者の子等のうち鳥取短期大学において保育士又は幼稚園教諭の資格に必要な</p>	<p>1 鳥取短期大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事はその都度定める期間）以内に保育士の登録を受け、又は幼稚園教諭の免許を取得し、かつ、当該登録を受け、又は当該免</p>	<p>債務の全部</p>
----------------------------	--	--	--------------

<p>修 学 資 金</p>	<p>教育を受ける者で、経済的理由により修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>	<p>許を取得した日（保育士の登録を受け、かつ、幼稚園教諭の免許を取得した場合は、当該登録を受けた日と当該免許を取得した日のいずれか早い日）の属する月の翌月の初日から起算して6年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）を経過するまでの間に通算して3年以上、県内の次に掲げる施設において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村においてこれらの施設に関する業務に従事したとき。</p> <p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（助産施設を除く。）</p> <p>イ 学校教育法第1条に規定する幼稚園</p> <p>ウ 児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設</p> <p>エ アからウまでに掲げるもののほか、児童の保育又は教育を行う施設であって知事が別に定めるもの</p>	
		<p>2 県内の前号に掲げる施設において保育士若しくは幼稚園教諭の業務に従事し、又は県内の市町村においてこれらの施設に関する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>	
		<p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著し</p>	<p>債務の全部</p>

	い障害を受けたため保育士若しくは幼稚園教諭の業務又は第1号に掲げる施設に関する市町村の業務に従事することができなくなったとき。	又は一部
--	---	------

本則の表看護職員修学資金の項から理学療法士等修学資金の項までを次のように改める。

看護職員修学資金	県内における看護職員（保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第19条第1号若しくは第2号、第20条第1号若しくは第2号、第21条第1号から第3号まで又は第22条第1号若しくは第2号に規定する大学、学校又は養成所をいう。以下同じ。）に在学し、又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得する者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける	1 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間。次号において同じ。）以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設）を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事その都度定める期間）以内に看護職員の免許（保健師助産師看護師法第21条第1号から第3号までに規定する大学、学校又は養成所を卒業した者にあつては、准看護師免許を除く。第4号において同じ。）を取得し、かつ、病床数200床以上の病院（児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設及び病床の8割以上を精神病床が占める病院を除く。以下「大規模病院」という。）以外の県内の施設において看護職員の業務に従事し、又は県内の看護職員養成施設において看護教員（看護学分野の科目を担当し、	債務の全部
----------	---	--	-------

資金	専ら学生又は生徒の指導又は教育に従事する者をいう。以下同じ。)の業務に従事し、引き続き5年間これらの業務に従事したとき。	
	2 大学院の修士課程(大学院の修士課程を修了した日から1年以内に大学院の博士課程に進学した場合は、当該大学院の博士課程)を修了した日から1年以内に県内において看護職員又は看護教員の業務に従事し、引き続き5年間その業務に従事したとき。	
	3 県内において看護職員又は看護教員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
	4 第1号又は第2号に該当する場合を除き、看護職員の免許を取得し、かつ、県内において看護職員又は看護教員の業務に従事し、引き続き看護職員修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。	債務の全部又は一部 (大規模病院において看護職員の業務に従事した場合にあっては、貸与を受けた看護職員

			修学資金の額の2分の1に相当する額を限度とする。)
		5 第3号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部 又は一部
看護職員奨学金	県内における看護職員（保健師、助産師及び看護師をいう。以下この項において同じ。）の確保を図るため、国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において看護学を専攻する者（地域枠推薦入学又は看護職員確保のために設けられた特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 鳥取大学を卒業した日から2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間）以内に看護職員の免許を取得し、かつ、大規模病院以外の県内の施設において常勤の看護職員の業務（1週間当たりの勤務時間が32時間以上であるものに限る。以下同じ。）に従事し、又は県内の看護職員養成施設において常勤の看護教員の業務に従事し、引き続き6年間これらの業務に従事したとき。	債務の全部
		2 県内において常勤の看護職員又は看護教員の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
		3 第1号に該当する場合を除き、県内において常勤の看護職員又は看	債務の全部

		<p>護教員の業務に従事し、引き続き看護職員奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間以上その業務に従事したとき。</p>	<p>又は一部 (大規模病院において常勤の看護職員の業務に従事した場合にあっては、貸与を受けた看護職員奨学金の額の2分の1に相当する額を限度とする。)</p>
		<p>4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため常勤の看護職員の業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の全部 又は一部</p>
<p>理</p>	<p>県内における理学療法士、作業療法士及</p>	<p>1 理学療法士等養成施設を卒業した日から2年(災害、疾病その他や</p>	<p>債務の全部</p>

学 療 法 士 等 修 学 資 金	び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する学校若しくは理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する学校若しくは作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第5号までに規定する大学、学校、文教研修施設若しくは言語聴覚士養成所のうち知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	むを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事その都度定める期間）以内に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の免許を取得し、かつ、県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事し、引き続き理学療法士等修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上その業務に従事したとき。	
		2 県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
		3 第1号に該当する場合を除き、県内において理学療法士等修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事したとき。	債務の全部 又は一部
		4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき。	

本則の表の備考第1項を次のように改める。

- 1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員奨学金の

項免除の条件の欄第1号及び第3号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定の適用については、進学、災害、疾病その他やむを得ない理由のため業務に従事することができなかった期間がある場合において、当該期間終了後直ちにこれらの規定に定める業務に従事したときは、前後の業務に従事した期間は、引き続いているものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の規定は、この条例の施行の日の属する月以後の期間に係る債務の免除について適用する。